沼津市教育委員会

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による出席停止手続きについて (通知)

このことにつきまして、医療のひっ迫を回避するため、令和4年12月1日から、二市二町(沼津市、裾野市、長泉町、清水町)の各公立小学校、中学校及び沼津市立沼津高等学校において、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の出席停止の手続きを下記のとおりとしております。

つきましては、以下のように対応をお願いします。

記

1 手続きや対応 (二市二町共通)

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症様症状発症

- ①医療機関受診・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の診断
 - ※保護者は学校に結果を電話連絡する。「罹患証明書」必要なし
- ②出席停止期間を経過するまで自宅安静(別添「インフルエンザ出席停止期間について」「新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について」参照)
- ③健康観察を行う。
- **④登校**

※上記の期間中に「解熱しない、異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がない」など気になる症状があった場合は、必ずかかりつけ医を受診してください。

2 その他

- (1) 公立幼稚園、保育園(所)についても、同様の対応をとります。
- (2) インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の出席停止に関わる疾病については、従来どおりの対応です。
- (3) 御不明な点がありましたら、各学校にお問い合わせください。

* 出席停止、登校の際の参考にしてください

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザ(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く) ⇒発症後、5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで 学校保健安全法施行規則第19条より

<早見表> 発症・・・発熱の症状が現れたこと

1707									
	発症日	発症後 5 日間(出席停止期間)				発症日5日を経過した後			
発症後	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 解熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後 2日目	<u>発症</u> 4日目	<u>発症</u> 5日目	登校 可能		
2日目に 解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	<u>発症</u> 5日目	登校 可能		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
4日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
5日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後 2日目	登校 可能

症状出現日: 令和 年 月 日(発症0日目)

発症日(当日0日目)は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38度程度の発熱等)が始まった日です。病院受診時、医師に発症日の確認をしてください。

登校するには・・・

①	発症して5日経過している。	
2	解熱した後2日(幼児は3日)経過している。	
3	次のような気になる症状はない。 (異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がないなど)	

すべてに○がついた場合は、登校可能となります。

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症

⇒発症後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 | 日を経過するまで 学校保健安全法施行規則第19条より

<早見表> 発症・・・発熱の症状が現れたこと

	発症日	発症後5日間(出席停止期間)				発症日5日を経過した後			
発症後	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 軽快	発熱等	軽快	軽快後	軽快後 2日目	<u>発症</u> 4日目	<u>発症</u> 5日目	登校 可能		
2日目に 軽快	発熱等	発熱等	軽快	軽快後	軽快後 2日目	<u>発症</u> 5日目	登校 可能		
3日目に 軽快	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後	<u>発症</u> 5日目	登校 可能		
4日目に 軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日目	登校 可能		
5日目に 軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後	登校 可能	

症状出現日: 令和 年 月 日(発症0日目)

発症日(当日0日目)は、病院を受診した日ではなく、症状(発熱や咳、のどの痛み等)が始まった日です。病院受診時、医師に発症日の確認をしてください。

登校するには・・・

① 発症して5日経過している。	
② 症状が軽快した後24時間を経過している。 ※「軽快」とは・・・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(のどの痛み・せきなど)が改善傾向にあること	

すべてに○がついた場合は、登校可能となります。

なお、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨しています。